

あさぎり町医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 あさぎり町医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施については、あさぎり町補助金等交付規則（平成15年あさぎり町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響を受けて費用が増加している医療機関等の負担軽減を図り、将来に亘り安定的な医療提供体制を確保することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付対象者は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの期間において、あさぎり町内の次の各号の施設（令和4年4月1日から令和4年12月31日までの全期間において事業を休止している施設を除く。）を開設又は管理し、今後も事業を継続する意思を有する者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき開設している病院又は診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けた施設（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方）
- (2) 医療法の規定に基づき開設している助産所（出張専業を含む。）のうち、出産育児一時金等の受取代理制度を導入している施設
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「柔整法」という。）の規定に基づき開設している施術所（出張専業を含む。）のうち、熊本県へ届出を行っている施設（同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方）
- (4) 保険薬局の指定を受けた薬局

(対象経費等)

第4条 この支援金は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、別表の第1欄に定める区分に応じて第2欄に定める額を交付する。

(交付の申請、請求)

第5条 交付対象者がこの支援金の交付を希望する場合は、様式1に定める申請書により、令和5年2月28日までに交付申請を行うものとする。

2 規則第16条に規定する支援金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、その金額を支払うとともに、規則第6条の規定に基づき様式2によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第3号に定めるその他町長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと町長が認める場合には、交付された支援金を返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(実績報告、支援金の額の確定)

第9条 この支援金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付対象者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は町長の命令若しくは指示に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用があるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定に基づき様式3により申請者に通知し、既に支援金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(検査及び報告)

第11条 町長は、この支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った支援金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 その他必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

【別表】

1 区分	2 金額	3 対象経費
病院、4床以上の診療所	1万5千円×病床数	需用費(材料費、光熱水費、燃料費、医薬材料費等)、委託料
3床以下の診療所、無床診療所、歯科診療所	5万円	
助産所、施術所	2万5千円	
薬局	2万5千円	

※病床数は、令和4年12月31日時点の医療保険届出病床数とする。

【様式1（第5条関係）】

あさぎり町医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

(申請者)

住 所 :

施設名 :

代表者 :

印

連絡先 :

標記について、下記のとおり支援金を交付されるよう関係書類を添えて申請（請求）します。

記

支援金額 金 円

1. 該当する区分に○印を記入してください。

() 病院、4床以上の診療所

→ 令和4年12月31日時点の医療保険届出病床数 () 床

() 3床以下の診療所、無床診療所、歯科診療所

() 助産所

() 施術所（あはき、柔整）

() 薬局

2. 次の誓約事項を確認し、該当するものに○印を記入してください。

一つでも該当しない場合は、支援金の申請（請求）はできません。

() ①申請者は、交付要綱第3条に規定する交付対象者の要件を満たします。

() ②交付対象施設は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に運営実態があり、物価高騰の影響を受けて費用が増加しています。

() ③申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、交付された支援金の返還に応じます。

3. 振込先口座情報

金融機関名		支店名	
口座種別	1. 普通 2. 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

4. 添付書類

- ・振込先口座が確認できる通帳の写し

【様式2（第6条、第9条関係）】

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

あさぎり町長 尾鷹 一範

あさぎり町医療機関等物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付確定通知書
年 月 日付けで申請のありました標記支援金については、あさぎり町補助金
等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに
決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

また、同規則第14条により、支援金の額を金 円に確定しましたので通知し
ます。

記

交付の条件

あさぎり町医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱第7条に定めるとおりとする。

【様式3（第10条関係）】

第 号
年 月 日

(交付決定者名) 様

あさぎり町長 尾鷹 一範

あさぎり町医療機関等物価高騰対策支援金交付決定(一部)(全部)取消通知書
年 月 日付けあさ健康第 号で交付決定しました標記支援金について
は、あさぎり町補助金等交付規則第17条の規定により、下記のとおり交付を取り消しま
したので、同条第4項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し理由 | | |